

税の申告

正しく

お早めに

今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたりすることがあります。また、所得証明が出せないこともあります。必ず期限内に申告を済ませましょう！

市では

市・県民税

国民健康保険税

の申告の受付を行います

申告期間

2月16日(月)～3月16日(月)

★左の日程表をよく確認の上、各会場へお越しください。

問合せ先 市役所 税務課
☎22・8106

申告が必要な方

- 平成27年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方
- 収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主
- 国民年金保険料の免除・児童扶養手当等の支給を受けている方または受ける予定の方

申告する必要のない方

- 障がい福祉に関して、所得に応じて助成額等が変わる制度を利用される方(同世帯の方の申告が必要な場合もあります)
- 平成27年度に市内の私立幼稚園に入園または在園する園児の保護者で、就園奨励補助により保育料の減免を受ける予定の方

申告に必要なもの

- 印鑑
- 平成26年分源泉徴収票(給与・年金収入がある方)
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業、農業、不動産収入のある方)
- ※事前に収支を計算してください。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療費の領収書やレシート、保険等で補てんされた金額の分かるもの(医療費控除の申告をする方)
- 療養料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料(または旧損害保険料)等の領収書または支払証明書
- 医療費の領収書やレシート、保険等で補てんされた金額の分かるもの(医療費控除の申告をする方)
- ※事前に医療を受けた方および病院・薬局別に計算してください。
- 寄附金受領証明書(寄附金控除の申告をする方)
- 障害者手帳、市町村長等の認定を受けている方はその認定書

申告受付日程

2月中は各地区へ出張申告を行っています。市役所での申告は3月2日以降にお願いします。

2月	とき	ところ
16日(月) 17日(火)	9:00～16:00	農協粟野支店
18日(水)	9:00～16:00	中郷公民館
		農協東部支店
19日(木)	9:00～11:30 9:00～16:00	愛発公民館
		農協東部支店
20日(金)	9:00～11:30 9:00～16:00	旧葉原小学校
		農協東部支店
24日(火) 25日(水)	9:00～16:00	粟野公民館
26日(木)	9:00～11:30 13:30～16:00	横浜公会堂
		東浦公民館

3月	とき	ところ
2日(月) 3日(火)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
		農協敦賀支店 農協粟野支店
4日(水)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
		農協敦賀支店
5日(木)		農協本店
6日(金)		農協本店
9日(月)		農協本店
10日(火) 11日(水)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
12日(木)		
13日(金)		農協本店
16日(月)		農協本店

《確定申告 出張申告会場》

税務署職員による出張申告会場を設置します。確定申告をされる方は、こちらの会場をご利用ください。

2月24日(火)・25日(水) 粟野公民館
3月2日(月)～4日(水)、9日(月)・10日(火) 市役所4階

☺Check!☺
介護保険等を利用されている方は、9ページもご覧ください。

税務署の

申告相談会場は

2月2日(月)から!

1月30日(金)以前に、確定申告の相談を希望される方は、税務署で相談することができますが、限られた職員で対応していますので、お待ちいただく場合があります。

申告・納税期限

所得税 3月16日(月)
消費税 3月31日(火)

問合せ先 敦賀税務署

☎22・1010

確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書等は、ご自宅のプリンタで印刷して郵送等により税務署へ提出することができます。

用いて税務署に送信することもできます。「同コーナー」を利用して所得税および復興特別所得税の申告書などを作成すると、次の点で便利です。

- ①24時間いつでも利用可能です。
- ②税務署に行く必要がありません。
- ③自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ④データを保存することにより、いつでも作業を再開できます。
- ⑤保存したデータは、翌年以降も利用できます。

税務署職員による「同コーナー」を利用した出張申告相談を行います。

【粟野公民館】
2月24日(火)・25日(水)
【市役所4階】
3月2日(月)～4日(水)
9日(月)・10日(火)

「電話相談センター」「タックスアンサー」をご利用ください!

●平成27年1月19日(月)から3月16日(月)まで「確定申告電話相談センター」で確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。敦賀税務署(22・1010)にお電話いただき、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

●国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する身近な情報をお届けしています。携帯電話からも接続可能です。(<http://www.nta.go.jp/taxanswer>)。

平成27年度からの個人市・県民税の改正点

1. 住宅ローン控除の延長・拡充

住宅ローン控除の適用期限が平成29年12月末まで4年間延長されます。

また、住宅取得時の消費税率に応じて、控除限度額を136,500円に引き上げます。

	消費税5%時 H26.3.31 までの入居者	消費税8%時 H26.4.1～H29.12.31 までの入居者
住宅ローン控除限度額	97,500円	136,500円

2. 上場株式等の配当および譲渡所得等の軽減税率廃止

上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率が平成25年12月末をもって廃止され、平成26年1月1日以後は本則税率となります。

	軽減税率 平成26年度まで	本則税率 平成27年度以降
税率	3% 市民税 1.8% 県民税 1.2%	5% 市民税 3.0% 県民税 2.0%

復興特別所得税の記載漏れに注意!



平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとなりました。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

問合せ先 税務課 ☎22-8106



駅前広場 現在の工事の様子

敦賀市の新たな玄関口

敦賀駅周辺整備のお知らせ

現在、敦賀駅周辺では、今年10月に完成予定の駅前広場などの工事が進められています。今月号では、現在の整備状況などをお知らせします。

1. 敦賀駅前広場の整備状況

新たな駅前広場は、今年10月の完成を目指して、キャンノピー（歩道の上屋）設置工事や消融雪設備、側溝などの付属施設設置、舗装工事などの工程を十分に調整しながら順次進めています。

完成後は、市民交通ゾーンに送迎用のスペースを設けるなど、駅利用者等にとって快適となる施設整備を行っています。

【お願い】
敦賀駅周辺の市道は、混雑し非常に危険なため、駅利用者等の送迎の際は、市営駅前駐車場（1時間無料）をご利用ください。

今後、工事の進捗により駅に向かう通路等が変更になったり、狭くなったりすることがあります。工事完成までご理解ご協力をお願いします。

2. 駅西土地区画整理事業について

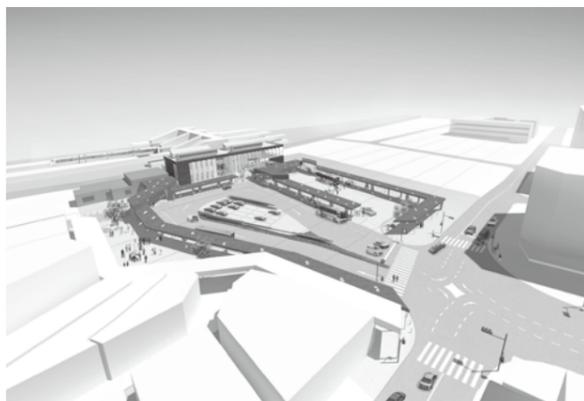
駅前からプラザ萬象に通じる敦賀駅津内線は、昨年末に一部照明を除き完成しました。

歩道を歩行者と自転車の通行帯に区分し、駅前広場と一体的な景観整備を行っています。

市道敦賀駅津内線



駅前広場完成パース



新たな敦賀市の玄関口として、将来のまちづくりにとって大切な施設です。市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ先 駅周辺整備課 ☎22-8177

～広げよう地域に根ざした思いやり～

民生委員児童委員さん



「高齢でひとり暮らしなので、生活に不安を感じる」
「介護サービスを利用したいけど、どこに相談すればいいんだろう」
「子育ての悩みは誰に相談したらいいのかわからない」

日常生活で困っていることはありませんか？
このような不安や悩みの声に耳を傾け、相談に応じ、相談窓口となる関係機関などを紹介するパイプ役となるのが「民生委員児童委員」の皆さんです。

●民生委員って？

厚生労働大臣から委嘱を受け、それぞれの地域において、社会福祉の増進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談や支援を行うボランティアです。任期は3年で、市内各地区に145人の委員があり、担当地区で住民の相談を受け、福祉サービスの情報提供や各種関係機関を紹介するパイプ役として活動しています。

また、全ての「民生委員」は児童福祉法によって「児童委員」とも兼ねており、幼児から高齢者までさまざまな相談に応じています。

＜主任児童委員＞

民生委員に委嘱された145人のうち、12人は主任児童委員としても委嘱されており、主に児童の福祉に関する活動をしています。担当地区はなく、原則小学校1校に対し1人配置されています。敦賀市では、市内を6つの地区に分け、それぞれの地区に2人ずつ委嘱されています。

●どんな活動をしているの？

民生委員は、普段から担当区域内の住民の実情を把握し、援助を必要とする方々の自立支援に努めています。

主な活動の1つに、在宅のひとり暮らし高齢者の訪問があります。健康状態や安否を確認して不慮の事故を防止したり孤独感の解消を図ったり、生活上の相談に応じて自立の援助に努めています。

その他の活動としては、社会福祉事業の経営者や活動者との連携・活動支援、関係行政機関の業務への協力・要請などがあります。

各地区の活動の様子



★第5地区 施設視察研修



★第6地区 研修会

担当区域	ひとり暮らし高齢者数			民生委員	
	男	女	計	人数	担当数平均
北・東浦地区 (第1地区)	39	195	234	17	13.76
南・東郷地区 (第2地区)	48	220	268	20	13.40
西地区 (第3地区)	57	257	314	21	14.95
松原・西浦地区 (第4地区)	46	237	283	25	11.32
中郷・愛発地区 (第5地区)	35	113	148	16	9.25
栗野地区 (第6地区)	107	288	395	34	11.62
主任児童委員				12	
合計	332	1310	1642	145	11.32

※ひとり暮らし高齢者数は、民生委員の訪問数 (平成26年12月1日現在)

問合せ先 地域福祉課 ☎22-8118